

独占禁止法相談ネットワーク

を御利用ください！



こんなときは…

- 取引に関係のない商品を購入させられた
- 発注を受けるときはいつも口頭
- 取引先メーカーから値引販売を禁止された
- 同業者と業務提携をしたい
- 事業者団体の会合でどんな情報交換をしたら問題になるのか …など

まずはお近くの
商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

X @jftc



JapanFTC



YouTube JFTCchannel



1 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法、取適法等に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

(注)「**独占禁止法**」、「中小受託取引適正化法(取適法[改正下請法])」及び「フリーランス・事業者間取引適正化等法(フリーランス法)」が対象となります。

2 御相談の流れ

商工会議所・商工会に相談します

商工会議所・商工会が御相談を公正取引委員会に取り次ぎます(相談ネットワーク)

※公正取引委員会に直接相談するよう、商工会議所・商工会が促す場合もあります。

※内容・御希望等に応じ、より適切な相談先を御紹介することもあります。

商工会議所・商工会が公正取引委員会から得た回答をお伝えします

皆さまの取引環境の改善をサポートします

相談すると、相談内容が取引先に伝わるのでは?

御相談いただいた内容や情報について厳重に管理いたします。

相談しても何も変わらないのでは?

相談によって、差し引かれていた製造委託等代金が返ってきたり、製造委託等代金が早く支払われるようになることもあります。

そもそもこのトラブル、取適法や独占禁止法のことなの?

まずは御相談ください! あなたのビジネスを改善できるかもしれません。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3
虎ノ門アルセアタワー

- ・ 優越的地位の濫用・取適法:企業取引課
- ・ 独占禁止法:相談指導室
- ・ フリーランス法:フリーランス取引適正化室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引課

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-811-1750

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
ご覧ください

各種リーフレットを掲載しています。

